

津市木造住宅耐震補強計画事業補助金

1. 対象者

津市に住民登録がある方

(注) なお、耐震補強工事の補助対象者は津市に住民登録がある、対象住宅の所有者となります。

2. 対象住宅

次の①～⑤のすべてに当てはまる住宅です。

① 耐震診断で、評点が0.7未満であること

①で対象となる耐震診断は、津市が行っている無料耐震診断（合併前10市町村での診断含む）または有料で三重県木造住宅耐震促進協議会の耐震診断等を受けたものに限りです。

② 昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）木造住宅であること

③ 3階建て以下であること

④ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの

⑤ 在来軸組工法、伝統工法、枠組工法の住宅。

注意!!

・丸太組工法（ログハウス）、プレハブ工法、その他大臣等の特別な認定を受けた工法は除きます。

3. 対象事業

評点が1.0以上となる補強計画（補強工事の設計）をこれから作成（設計）するもの

※すでに補強計画を作成している場合は対象になりません

4. 補助金の額

耐震補強計画作成などに係る費用の3分の1の額（最高8万円）

5. 申請時に必要な書類

(1) 申請書

(2) 木造住宅耐震診断報告書（判定書含）の写し

(3) 住所を確認できる書類（住民票または運転免許証等の写し）

(4) 設計業務見積書の写し

(5) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）

※(5)については、補助金の受取りを建築士事務所に委任される場合のみ必要です。

6. 提出場所

都市計画部建築指導課

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 補助金交付申請

申請書に必要事項を記入、押印し、その他必要書類を添えて建築指導課へ提出して下さい。

② 交付決定通知の受理

市から「補助金等交付決定通知書」が郵送されます。

Step2 計画の作成

③ 補強計画書作成の実施

交付決定通知後、補強計画の契約をし、補強計画の作成を行って下さい。

※交付決定日までに契約もしくは補強計画の作成を行った場合は補助対象外になります。

Step3 実績手続き

④ 実績報告書の提出

補強計画書が完了したら、完了後30日以内の実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。また、添付書類として次のものが必要になります。

- ① 耐震補強計画報告書（補強計画図面、計算書）
- ② 耐震補強計画判定書（特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会又は複数の耐震診断者による判定を受けたものに限る。）
- ③ 耐震補強計画業務委託契約書の写し（変更した場合は変更契約書共）
- ④ 耐震補強計画業務委託に要した領収書等の写し

※補助金の受取りを建築士事務所に委任する場合は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書等の写し

（実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

⑤ 交付確定通知の受理

市から「補助金等交付確定通知書」が郵送されます。

Step4 請求手続き

⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。

※補助金の受取りを建築士事務所に委任される場合は、委任状が必要です。

（請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

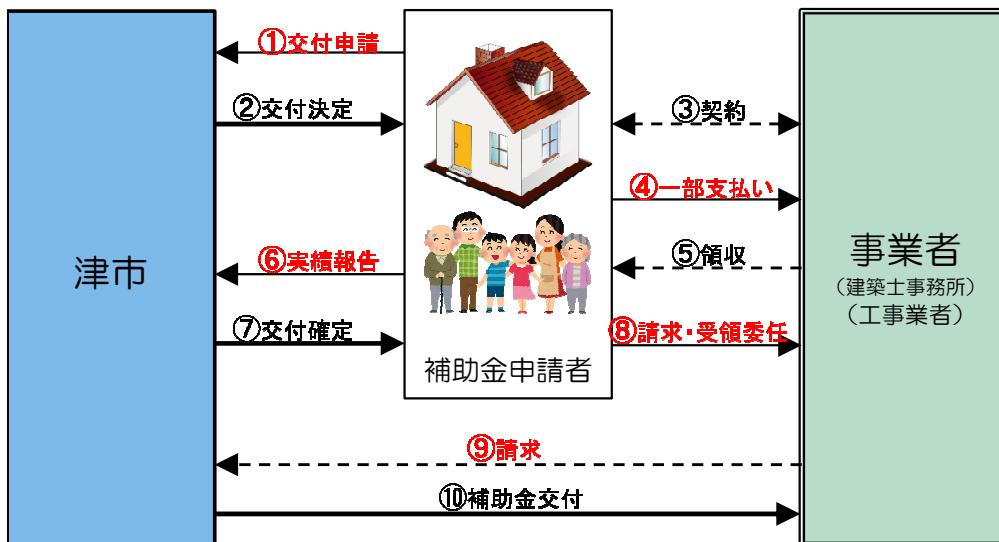
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者に支払っていただくだけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

●要する費用が40万円（補助金額8万円）の場合



補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者に支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者に委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336